特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
柏原市は、児童扶養手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねかいことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大阪府柏原市長

公表日
令和5年6月5日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当関係事務
②事務の概要	児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号。以下「法」という。）に基づき、一定の支給要件を満たした母子・父子家庭等の母・父または養育者に対して児童扶養手当を支給する事務を行う。 本事務において特定個人情報は以下の事務に使用している。 ①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務（児童扶養手当法第6条） ②児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務（児童扶養手当法第8条第1項及び第3項） ④未払の児童扶養手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務（児童扶養手当法第16条） ⑤届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（児童扶養手当法第28条） ⑥情報提供ネットワークシステムへの情報提供（番号法第19条第7号） ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。
③システムの名称	①. 児童扶養手当システム ②. 団体内統合宛名システム ③. 中間サーバー ④. サービス検索・電子申請機能 ⑤. 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
①受給者情報ファイル ②児童情報ファイル ③受給者所得情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一　項番37 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第29条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【番号法別表第二における情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二　項番13、16、26、30、47、64、65、87、116 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年12月12日　内閣府・総務省令第7号）　第12、19、35、36、44条 【番号法別表第二における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号、別表第二　項番57 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年12月12日　内閣府・総務省令第7号）　第31条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども部　子育て支援課
②所属長の役職名	福祉こども部　子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　福祉こども部　子育て支援課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　福祉こども部　子育て支援課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月13日	Ⅰ－5－②所属長	こども未来部　こども政策課長　中川　拓也	こども未来部　こども政策課長　小林　一裕	事後	
平成28年6月13日	Ⅱ－1　対象人数　いつ時点の係数か	平成27年5月31日時点	平成28年5月31日時点	事後	
平成28年6月13日	Ⅱ－2　取扱者数　いつ時点の係数か	平成27年5月31日時点	平成28年5月31日時点	事後	
平成29年6月13日	Ⅰ－5－②所属長	こども未来部　こども政策課長　小林　一裕	こども未来部　こども政策課長　中川　拓也	事後	
平成29年6月13日	Ⅱ－1　対象人数　いつ時点の係数か	平成28年5月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年6月13日	Ⅱ－2　取扱者数　いつ時点の係数か	平成28年5月31日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成30年6月1日	Ⅰ－5－①　部署	こども未来部　こども政策課	健康福祉部　こども政策課	事後	
平成30年6月1日	Ⅰ－5－②所属長	こども未来部　こども政策課長　中川　拓也	健康福祉部　こども政策課長　北西　浩二	事後	
平成30年6月1日	Ⅰ－7　請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　こども未来部　こども政策課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康福祉部　こども政策課	事後	
平成30年6月1日	Ⅰ－7　連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　こども未来部　こども政策課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　健康福祉部　こども政策課	事後	
平成30年6月1日	Ⅱ－1　対象人数　いつ時点の係数か	平成29年5月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年6月1日	Ⅱ－2　取扱者数　いつ時点の係数か	平成29年5月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ－5－②所属長	健康福祉部　こども政策課長　北西　浩二	健康福祉部　こども政策課長　山本　直樹	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ－1　対象人数　いつ時点の係数か	平成30年5月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ－2　取扱者数　いつ時点の係数か	平成30年5月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅰ－4－②根拠法	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月1日	Ⅰ－5－①部署	健康福祉部　こども政策課	福祉こども部　子育て支援課	事後	
令和4年6月1日	Ⅰ－5－②所属長	健康福祉部　こども政策課　山本　直樹	福祉こども部　子育て支援課長	事後	
令和4年6月1日	Ⅰ－7－請求先	柏原市役所　健康福祉部　こども政策課	柏原市役所　福祉こども部　子育て支援課	事後	
令和4年6月1日	Ⅰ－7－連絡先	柏原市役所　健康福祉部　こども政策課	柏原市役所　福祉こども部　子育て支援課	事後	
令和5年6月1日	Ⅰ－1－②事務の概要		（追記） ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。	事後	
令和5年6月1日	Ⅰ－2－③システムの名称		（追記） ④. サービス検索・電子申請機能 ⑤. 申請管理システム	事後	